

平成22年度環境物品等の調達の推進を図るための方針

平成22年4月8日
日本年金機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。通称「グリーン購入法」）第7条第1項の規定に基づき、平成22年度における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき公表する。

I 特定調達物品等の平成22年度における調達目標

平成22年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成22年2月5日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準をみたすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1 紙類（納入印刷物も含めることとする）

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、印刷用紙（カラー用紙を除く／カラー用紙を含める）、トイレトペーパー、ティッシュペーパー

2 文具類

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン、マーキングペン、鉛筆、スタンプ台、朱肉、印章セット、印箱、公印、ゴム印、回転ゴム印、定規、トレイ、消しゴム、ステープラー、ステープラー針リムーバー、連射式クリップ（本体）、事務用修正具（テープ）、事務用修正具（液状）、クラフトテープ、粘着テープ（布粘着）、両面粘着紙テープ、製本テープ、ブックスタンド、ペンスタンド、クリップケース、はさみ、マグネット（玉）、マグネット（バー）、テープカッター、パンチ（手動）、モルトケース（紙めくり用スポンジケース）、紙めくりクリーム、鉛筆削（手動）、OAクリーナー（ウェットタイプ）、OAクリーナー（液状タイプ）、ダストブロワー、レターケース、メディアケース（FD・CD・MO用）、マウスパッド、OAフィルター（枠あり）、丸刃式紙裁断機、カッターナイフ、カッティングマット、デスクマット、OHPフィルム、鉛筆、絵の具、墨汁、液状のり（補充用を含める）、澱粉のり（補充用を含める）、のり（固形）、のり（テープ）、ファイル、バインダー、ファイリング用品、ア

ルバム、つづりひも、カードケース、事務用封筒（紙製）、窓付き封筒（紙製）、けい紙、起案用紙、ノート、タックラベル、インデックス、パンチラベル、付箋紙、付箋フィルム、黒板拭き、ホワイトボード用イレーザー、額縁、ごみ箱、リサイクルボックス、缶・ボトルつぶし機（手動）、名札（机上用）、名札（衣類取付型・首下げ型）、鍵かけ、チョーク、グラウンド用白線、梱包用バンド

3 オフィス家具等

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：いす、机、棚、収納用什器（棚以外）、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード

4 OA機器

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、電子計算機、プリンタ、プリンタ／ファクシミリ兼用機、ファクシミリ、スキャナ、磁気ディスク装置、ディスプレイ、シュレッダー、デジタル印刷機、記録用メディア、一次電池又は小型充電式電池、電子式卓上計算機、トナーカートリッジ、インクカートリッジ、掛時計

5 移動電話

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：携帯電話、PHS

6 家電製品等

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫、電気便座、テレビジョン受信機、電子レンジ

7 エアコンディショナー等

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機、ストーブ、

8 温水器等

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：ヒートポンプ式電気給湯器、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器

9 照明

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：蛍光灯照明器具、LED照明器具、LEDを光源とした内照式表示等、蛍光ランプ、電球形状のランプ

10 自動車等

調達を実施する場合は、基本方針に位置づけられた基準を満足するものとする。

品目：自動車、ETC対応車載器、カーナビゲーションシステム、乗用車用タイヤ、2サイクルエンジン油

11 消化器

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：消火器

12 制服・作業服

調達を実施する予定はない。

13 インテリア・寝装寝具

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：カーテン、布製ブラインド、タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット、毛布、ふとん、ベッドフレーム、マットレス

14 作業用手袋

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：作業手袋

15 その他繊維製品

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：集会用テント、ブルーシート、防球ネット、旗、のぼり、幕、モップ

16 設備

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池、生ゴミ処理機、節水機器、日射調整フィルム

17 防災備蓄用品

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：ペットボトル飲料水、アルファ化米、乾パン、缶詰、レトルト食品、非常用携帯燃料

18 工事

工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建設機械、工法及び目的物を使用する場合は、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。

19 役務

調達目標は100%とする。

品目：省エネルギー診断、印刷、食堂、自動車専用タイヤ更正、自動車整備
庁舎管理、植栽管理、清掃、機密文書処理、害虫防除、輸配送、旅客輸送、
庁舎等において営業を行う小売業務、照明機能提供業務、クリーニング

Ⅱ 特定調達物品等以外の平成22年度に調達を推進する環境物品等及びその調達目標特定調達物品等以外の物品の選択に当たってはエコマークの認定を受けている製品またはこれと同等のものを調達するよう努めるものとする。

Ⅲ その他環境物品等の調達推進に関する事項

- 1 グリーン購入法の調達の推進を図るため、機構内に推進体制を設ける。体制概要は別紙のとおり。
- 2 この調達方針は、日本年金機構の全ての部署を対象とする。
- 3 調達の実績は可能な限り品目ごとに取りまとめ公表するものとする。
- 4 機器類等の使用については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努めるものとする。
- 5 物品調達を担当する職員及び使用する職員等に対して、環境物品等の調達推進にあたって意識の向上を図るため、随時グリーン購入法の内容につき啓発普及を図ることとする。
- 6 物品等を納入する業者、役務提供事業者、工事の請負業者、及び当機構が実施する事業に従事する者に対し、この基本方針に準じた環境物品等の調達を推進するよう働きかけることとする。

日本年金機構 グリーン調達推進体制

グリーン調達推進本部

| | |
|------|-------------|
| 本部長 | 人事・会計部門担当理事 |
| 副本部長 | 調達部長 |
| 本部員 | 調達管理グループ長 |
| | 契約グループ長 |